

お客様各位

2021年4月1日

〔飯綱カード協同組合発行の  
商品券の払戻しのお知らせ〕

長年ご愛顧いただきました飯綱カード協同組合発行の商品券の利用廃止に伴い、「資金決済に関する法律20条第1項」に基づき払戻しをいたしますので、下記の期間・営業時間内にご持参の上、お申し出いただきますようお願い申し上げます。



申出期間  
令和3年  
4月 1日(木)～  
6月 30日(水)まで

※申出期間中に申出がない場合、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意願います。

- ＜申出の方法＞ 原則持参 ※近隣でない方、足の悪い方、車等の交通手段の無い等、諸事情により郵送でも受付可能  
といいたしますが事前のご相談をお願いいたします。郵送料は当組合で負担いたします。
- ＜払戻し方法＞ 現金・振込 ※払戻し金額に応じて振込とさせていただく場合がございます。  
その際の振込手数料は当組合で負担いたします。

お問合せ先

(払戻し受付先)

飯綱カード協同組合事務局

〒389-1211 長野県上水内郡飯綱町牟礼 2795-5 飯綱町商工会内

[Tel:026-253-3310](tel:026-253-3310) Fax:026-253-8152

＜受付時間：午前9時から午後5時 (土・日・祝祭日を除く) >